

# Stephen Gilman の

## 会計コンベンション論 (邦訳)

久野光朗

### まえがき

ここに訳出した“Stephen Gilman の会計コンベンション論”は、「Accounting Concepts of Profit」(New York, The Ronald Press Company, 1939) の第11章“会計コンベンションと株式会社”であるが、前号に掲載した第4章“人的会計実体”(The Personal Accounting Entity)と第5章“非人的会計実体”(The Impersonal Accounting Entity),そして次号に掲載する予定の第14章“会計原則の構成リスト”(Composite List of Principles)とともに、原著者 Stephen Gilman 氏の仲介で原著出版者の文書部長 E. A. Woodson 氏から1959年9月18日付で、本誌に発表する許可を得たものである。

会計を歴史的な観点から制度的に考察する場合、理論の面においても実践の面においても、会計構造の基礎である会計コンベンション (accounting conventions) の性格を正しく認識することが必要である。しかし、会計コンベンションなるものゝ概念規定それ自体が未だに統一されておらず、その為に会計学上にも幾多の混乱や矛盾が生じているように思われる。

S. Gilman は、会計コンベンションの性格を、先ず彼が調べた四種類の辞典におけるコンベンションという用語の定義から<sup>(久野注)</sup>帰納して、それが“一般的承認に基礎をおく”(based upon general agreement) ものであり、且つ“程度の差こそあれ任意に確立された”(more or less arbitrarily established) もので

---

(久野注) S. Gilman が参照した辞典の定義を列举すれば次の通りである。

「Webster's New International Dictionary」: “5. 一般的承認に基づく通則もしくは慣行; 一般に固守される通則もしくは実務; 芸術などにおける任意的もしくは固定的な通則, 様式, 原則など; 一種の伝統主義。”

「The Century Dictionary」: “一般的承認”, “暗黙の理解”, および “一般的同意”。

「The Oxford English Dictionary」: “一般的承認もしくは承諾”。

「The Dictionary of Philosophy and Psychology」: “統一的認識”。

あると述べている (ibid. chap. 13. pp. 183~184)。かくして、彼は、“確かに会計の根本的基盤は慣行的である。実際、会計それ自体がコンベンションであると言っても差支えないであろう” という見解を示し (ibid. chap. 13. P. 190), その会計の基本的仮定 (fundamental assumptions) を基本的会計コンベンションと称するのである (ibid. chap. 3. p. 25, chap. 15. p. 245)。従って、彼が言う会計コンベンションは会計仮定 (accounting assumptions) もしくは会計概念 (accounting concepts) と殆んど同意義に解し得るのではなからうか。<sup>(久野注1)</sup>

さて、S. Gilman が列挙している会計コンベンションは、厳密に分類すれば、先ず三つに大別出来るように思う。即ち、基本的会計コンベンション (basic accounting conventions), 派生的会計コンベンション (subordinate accounting conventions), その他の会計コンベンション (other accounting conventions) の三つであるが、<sup>(久野注2)</sup> 基本的会計コンベンションには、衆知の如く、次の三つのものがある (ibid. chap. 3. pp. 25~26, chap. 15. pp. 245~249, chap. 35. p. 597, etc.)。

(久野注1) 一般に、会計上の基本概念と会計コンベンションは区別されている。例えば、Rufus Wixon ed., 「Accountants' Handbook」 (New York, The Ronald Press Company, 1956), 1・14 では次のように説明されている。“会計上の基本概念は公準 (postulates), 即ち会計原則 (accounting principles) の基礎をなす必要不可欠な仮定もしくは条件 (necessary assumptions or conditions) と考えられる。これに対して、会計コンベンションは、慣行もしくは一般的承認に基礎をおく手続 (procedure) に対する指導体系と考えられる。”

また、阪本安一, “コンベンションの性格”, 「産業経理」1960, 2, p. 17 は、会計コンベンションの二つの性格について、次のように述べている。“コンベンションは、広義においては会計慣習として、会計実務を指導する用具となるものである。それはまた直接に会計基準の形成に役立つものであるが、会計理論の形成に役立つものではない。これに対して狭義におけるコンベンションは、会計の基本仮定として、会計諸概念や諸原則の形成に役立ち、これを通して会計理論の形成に役立つものである。”

(久野注2) S. Gilman が、その他のコンベンションとして挙げているものには、複式簿記における“借方・貸方のコンベンション” (convention of debit and credit), 棚卸資産の先入先出法 (fifo) や後入先出法 (lifo) に見られる“順序のコンベンション” (convention of sequences), 工業会計の製造過程について認識されている“原価移転のコンベンション” (convention of cost transferals), 一人の人間が幾つかの利害関係を有する場合に記録目的上から一人の人間を数人の人間であるかの如くに取扱っている“独立人格のコンベンション” (convention of separate personalities) などがある。

- 会計実体のコンベンション (entity convention)
- 貨幣的評価のコンベンション (valuation convention)
- 会計期間のコンベンション (accounting period convention)

第一の会計コンベンションである会計実体のコンベンションは、前号でも詳細に説明をしておいた通り、複式簿記を前提とする極めて技術的な勘定記入上の主体概念である。従って、エンティティーは、それが会計等式に含まれている関係を明らかにしない限り、存在理由がないことになるので、会計等式はエンティティー・コンベンションに由来しており、その欠点と長所のすべてを受け継いでいることになるのである。

第二の重要な会計コンベンションである貨幣的評価のコンベンションは、丁度、代数における記号と類似した関係があり、それが本質的に果す機能は代替 (substitution) ということだけである。従って、Sanders, Hatfield, および Moore が会計コンベンションと称したところの“歴史的金額数値を現状に近いものに修正する”<sup>(久野注)</sup> という主張は、この貨幣的評価のコンベンションから除外され、それは会計原理 (accounting doctrine) の領域に入れられることになる。また、実現 (realization) のコンベンションや購買力不変 (equality of dollars regardless of purchasing power) の仮定などは、この貨幣的評価のコンベンションに由来する派生的コンベンションと考えられる。

第三の主要な会計コンベンションである会計期間のコンベンションは、先の二つの会計コンベンションに遅れて発展してきたものであるが、単純な会計機構に人為的で恣意的な面を導入することによつて、見越 (accruals) や繰延 (deferments), 減価償却 (depreciation) や原価償却 (amortization), 会計的修正といったようなコンベンション, 更には継続企業 (going business) のコンベンションという多くの派生的コンベンションをもたらしている。

上記の如く、S. Gilman の会計コンベンション論は、歴史上の制度的産物として会計コンベンションを考えているのであるが、それは会計上の原理 (doctrine), 原則 (principle), および通則 (rule) という上部構造 (superstruc-

(久野注) Sanders, Hatfield, and Moore, 「A Statement of Accounting Principles」(New York, American Institute of Accountants, 1938), p. 2.

ture) を支えている下部構造 (foundations) であってみれば、その人為性 (artificiality) によって、すべての会計思考が影響を受けることになる。そして、彼は、特にその大きな影響を与えたものとして株式会社の出現に伴なう種々の問題を解説しているのである。

その種々の問題とは、株式会社の四つの特性、即ち(1)法的実体 (legal entity)\*、(2)恒久的生命 (continuous life)、(3)有限責任 (limited liability)、(4)受託経営 (delegated management) という特性に由来するものであるが、それらは、一言にして言えば、株式会社会計という非常に多くの利害関係者の利害調整機能を果す一つの社会的制度 (a social institution) たる会計に課された問題であると言えるのではなかろうか。

### (久野注2) 会計コンベンションと株式会社

(Accounting Conventions and the Corporation)

会計コンベンションは特定の資本形態に関連して適用されるものではないと言われる。特に、エンティティ・コンベンションは、単独の資本主にも、組合形態の場合には二人以上の資本主にも妥当し、またクラブの会員、共同体の市

(久野注1) R. A. Gordon, 「Business Leadership in the Large Corporation」 (Washington, D. C., The Brookings Institution, 1948), P.147 は、大会社における利害者集団として次の八つを挙げている。

1. 所有主 (株主)。
2. 短期および長期の貨幣貸与者。
3. 財貨の供給者 (仕入先)。
4. 得意先。
5. 競争関係にある同種もしくは関連産業諸会社。
6. 労働者。
7. 政府——ある種の用役提供者、租税の徴収者、或いは公衆の福祉の代表者として。
8. 組織に必要な、主として財務的、法律的、および技術的用役の提供者。

(久野注2) Corporation という用語そのものは、法人とか会社を指すものゝ如くであるが、この章全体の内容から判断して、会社の中で最も典型的な株式会社 (stock corporation) という訳語を一般に採用し、事情に応じて法人もしくは会社という訳語を使用した。

なお、法人の一般的な分類方法を、W. T. Sunley and W. J. Carter, 「Corporation Accounting」 (The Ronald Press Company, 1944), pp.7~9 から整理して示せば次の如くである。\*

民、株式会社の株主という資本主集団にも妥当する。<sup>(1)</sup> エンティティ・コンベンションは、これらの組織形態のすべてに妥当するけれども、株式会社の数と規模における急速な発展が、会計全般に、なかんづく会計上の利益決定に、特別な考察を要するほどに深い影響を及ぼしてきた。<sup>(2)</sup> Husband によれば、かゝる特殊な考察は、必ずしも会計のみに関連するものではないと言う。即ち、

株式会社の会計諸問題に対する理論的研究は、個人企業や組合企業の会計諸問題に対する理論的研究と同一であるべきであり、エンティティ概念は理論上何んら変化すべきものではない。しかしながら、実践上、個人企業や組合企業が行なう諸取引に対する会計手続は法律、法規、そして種々の規制団体によって定められた要請に適合するよう修正されねばならない。そこでかゝる研究を受入れるには、今日の会計文献に見出される数多くの論争を取除いて、それらをその固有の領域——法律 (law)、公共政策 (public policy)、財務 (finance) の領域に置かねばならない。

Littleton の言うところによれば、株式会社は中世の組合にその起源があり、12・3世紀のイタリーに普及するに至ったのであるが、その当時は利息をとった

*	(1) 株主数	〈集合法人 (corporation aggregate)	
		〈単独法人 (corporation sole)	
	(2) 事業目的	〈宗教法人 (religious corporation)	非営利法人 (non-profit corporation)
		〈一般法人 (lay corporation)	
		〈公法人 (public corporation)	営利法人 (profit corporation)
		〈私法人 (private corporation)	
	(3) 構成方法	〈慈善法人 (charitable corporation)	
		〈民間法人 (civil corporation)	
	(4) 設立地	〈株式法人 (stock corporation)	
		〈非株式法人 (nonstock corporation)	
		〈内口法人 (domestic corporation)	
		〈外口法人 (foreign corporatton)	

(1) 同じような考えは、Lewis A. Carman によって、“Primary Accounting Concepts”, 「The Journal of Accountancy」, May 1936, p. 353 で、次のように表明されている。“企業実体 (business entity) の財産とその負債は、所有形態とは全く別個に存在する。。それらは独立して一個の営業単位 (an operating unit) と考えられている企業の本質的事実である。例えば、一台のトラックは、一個の営業単位たる特質に少しも影響を受けることなく株式会社、組合もしくは跛の支那人などによっても所有されるであろう。

(2) George R. Husband, “The Corporate-Entity Fiction and Accounting Theory”, 「The Accounting Review」, September 1938, p. 253.

り、貴族が商業に従事したりすることがよく思われなかつた。<sup>(久野注)</sup>これらのタブーは現代株式会社の前駆的組織である組合の形成によって取除かれたのであるが、その組合では投資家の第三者に対する責任が有限であつた。

かゝる株式会社形態は、その有限責任 (limited liability) という特質と資本主の変更に關係なく継続して存在するという理由によって、資本調達 (raising capital) に理想的手段を提供し、かくして企業活動をして一人もしくは数人の限られた富によって果せるよりも遙かに規模を巨大にせしめたのである。

株式会社は法律の創造物 (a creature of the law) であるが故に、また大多数の人間が何んらかのかたちで株式会社によって影響を受けるが故に、株式会社は、厳密に言えば、私的な人的企業ではなく、直接公益に關連する經濟活動 (economic activity) を行なう組織形態であると考えられる。

このことが特に會計上意義を有する事柄であることは明白である。あの原初的な會計等式の機構は、エンティティーと資本主との單純な關係を拠出資本と利益とによって記録した。一般的に言つて、そこには所有と經營の區別がなかつた。所有主たる資本主 (owner-proprietor) は、自己の欲する評価の徴標をエンティティーに使わせることが出来たし、また實際に使わせていた。株式会社形態によって増大したエンティティーの規模が經營と所有の職能を分離せしめた。株式会社の持つ有限責任という特質の為に、債権者はその会社の採用する會計方法によって影響を受けることになった。所得税 (income taxes) の普及は株式会社会計の利害關係者 (a party at interest) として政府を導入するに至つた。この公益が増大し企業単位の規模が増大した結果、こゝにますます會計記録の精密化が顕われるに至つた。この精密化ということは、あの基本的會計等式、またそれがエンティティー・コンベンションに基礎をおいていることには、何んら根本的変化を与えるものではなかつたけれども、記録機構に錯綜性を導入することになった。

これらの種々の変遷と平行して現われた影響として、評価のコンベンション

---

(久野注) 拙稿, "Stephen Gilman の會計実体論 (邦訳)", 「商学討究」, 第10巻 第3号, p. 99 の (久野注2) を参照。

の原初的目的が幾分曖昧なものになってきた。それは、もはや非同質的な資産と請求権を同質的なもので記録する為の単なる便宜手段ではなくなっている。

寧ろ、かゝる評価の徴標は、たとえそれが間違っているにしても、価値の反映として、時には換金可能価値の反映として多くの利害関係者から必然的に認められている。この評価の徴標に対する誤解は、過大評価 (overvaluation) の回避を企図せる保守主義の原理 (the doctrine of conservatism) を発展させ、所謂財政状態の静的表示 (static statement of so-called financial condition) をして収益性 (earnings) に優先せしめる傾向がある貸借対照表的観点<sup>(久野注1)</sup> (the balance sheet viewpoint) を発展させ、やがて単独資本主に報告するのとは別に広範囲に亘る一般公衆へ会計数値を報告する実践を発展させるに至ったのであるが、このことは、会計それ自体の一連の通則 (rules)、コンベンション、および原理 (doctrines) とは関係があるけれども、それとは別個の報告に関する一連の通則、コンベンション、および原理の発展をもたらした。

この会計 (accounting) と報告 (reporting) の区別は十分に認識されていない。<sup>(久野注2)</sup> かゝる区別を行なっても、実践上の利点は殆んど得られない。しかしながら、時によって、かゝる推論は報告と会計が二つの領域であると認識されない限り曖昧であるかもしれない。これら二つの機能が本当に別個のものであるということは、直接会計の基盤に関係を持たない連結財務表 (consolidated statement) のような様式に関連して明白に理解されるであろう。

### 重要な株式会社の諸性格

株式会社と株式会社会計の諸問題は極めて広範囲に亘るので、貴重な学術文献でこれらの主題だけに言及しているものも多い。

(久野注1) 特定時点における財政状態の表示に力点をおく立場を言うのであり、それは特に資産の換金性 (realizability) を重視するのであるが、これに対して、S. Gilman は、原価主義に基づく期間損益計算を重視する立場を“損益計算書の観点” (the profit and loss viewpoint) と称している。

(久野注2) 上記の如く、S. Gilman は、会計と報告を区別しているのであるが、その根拠を次のように説明している (ibid. p. 9)。“……報告の諸方法と諸技術は、会計に限ったものではなく、工学、法律、経済学、社会学、或いは経験科学の如き関連性のない分野と殆んど同じものである。”

しかしながら、この当面の問題に特に関係がある著しい株式会社の特性が幾つか存在する。その特性とは、(1)法実体 (legal entity)、(2)恒久的生命 (continuous life)、(3)有限責任 (limited liability)、および(4)受託経営 (delegated management) である。

### 法 的 実 体

株式会社は、法的に一個のエンティティとして認識されている企業組織の一形態である。エンティティ・コンベンションは、個人企業や組合企業においても一個の仮想物として存在する。

株式会社エンティティの法的認識は株式会社資本を負債として法的に認識することを意味するものでもなく、法実体概念は必ずしも常に妥当するものでもない。と言うのは、連結財務表の認識や、公益事業の取得原価主義(久野注1)に対する最高裁判所の判決には矛盾するところがあるからである。そして、Husbandの指摘する如く、所有関係推定の原則(久野注2) (the principle of constructive ownership) に基づいてエンティティを無視している所得税法や諸法規、不当な蓄積剰余金への課税、人的持株会社 (personal holding companies) への附加税 (surtax) などにも矛盾するところがあるからである。

Husband<sup>(1)</sup> は、更に所得に関しても留意すべき矛盾があるとして、次のような考えを表明している。

エンティティ理論に従う限り、株式会社の所得はその株主に対する所得を構成しない

(久野注1) アメリカの公益事業会計 (public-utility accounting) における取得原価 (aborihinal cost) という用語の使用は1930年代の初期に始まるものであるが、それは初めて公益事業に営業を譲渡した人に対する当該営業の原価を意味する。従って、一定の政府の公益事業統制機関の監視のもとに入ってくる資産について言われるのであるが、正味取得原価は取得負債を控除したものである。なお、詳しい手続などについては、例えば、Eric L. Kohler, 「A Dictionary for Accountants」 (Englewood Cliffs, N. J., Prentice-Hall, Inc., 1957) pp. 338, 339 を参照。

(久野注2) 原文は the principle of *constructive* ownership となっているが *constructive* のミスプリントであろう。なお、constructive という法律用語は、高柳・末延共編、「英米法辞典」(有斐閣、1957) p. 95 で、“その形容する行為又は物が実際には存在しないが、一定の法目的のために、法律上存在するものと認定する場合に広く用いられる形容詞”だと説明されている。

(1) George R. Husband, “The Corporate-Entity Fiction and Accounting Theory”, 「The Accounting Review」, September 1938, p. 243.



ということが通常主張されている。けれども、その同じ所得が剰余金に貸方記入されるならば、それは資本金勘定によって示される株主権益へ附加されて株主の全持分を保証することになる。しかし、どうして所得としては株主持分でないものが剰余金としては株主持分となり得るのであるだろうか？

しかしながら、エンティティは一個のエンティティとして決して損益を生ずるものではなく、たゞ資本主に対する債務に増減を生ずるものだという意味で、エンティティ・コンベンションが厳密に解されるならば、この特異な困難な問題は生じない。

株式会社が一個の法実体であることを十分に認識する度合は、その設立と支配の方法如何に起因している。その設立は法的なものであり、その特性は法文によって予かじめ規定されている。その活動は法規によって統制され、種々の株式会社会計諸問題の法文上の意味について不明確なところは裁判所によって解決されている。企業会計 (business accounting) において、株式会社会計ほど法的影響を強く且つ広範に受けているものはない。

#### 恒久的生命

株式会社は、資本主の変更とは無関係に恒久的生命を持つことにも特質がある。

このことは、その存在が一人もしくはそれ以上の資本主に依存している一般の会計実体については妥当しない。例えば、個人企業もしくは組合企業の場合、或る資本主が死亡すればそのエンティティも消滅し、代わりの資本主がおれば代わりのエンティティが存在することになる。

これに反して、株式会社エンティティは、株主個人の死亡、災難、退社、あるいは破産などとは無関係に存続する。資本主もしくは株主は、実践上も理論上も何んらエンティティに影響を及ぼすことなく、その株主権を譲渡して他人と代わることが出来る。かくして抛出資本は株主間に幾ら変動があっても永続している。

実践上は勿論のこと觀念上から言っても、創業時の株主すべてが他人に代わってしまった場合でさへ、同額の資本が不変であることは株式会社エンティティについては可能である。

## 有 限 責 任

有限責任は株式会社形態の一つの特質である。一般的に言うと、このことは、全額払込みを受けた株式会社の全額払込済みの株主は、その原初拠出資本のすべてを失うことがあっても、それ以上の出資を課せられる責任がないことを意味するだけである。

このことは、債権者の立場からすれば、極めて重要な特質である。債権者は、たゞ自己の債権を支払って呉れるかどうかに関して株式会社エンティティー(久野注)を見るに違いないのであって、他の二つの組織形態(久野注)の如くに資本主から直接損失の償いを受けることが出来ないからである。

この有限責任という面が、一般に株主をしてその拠出資本の引出しを行なえないようにしており、配当し得ない資本と配当し得る剰余金とを区別する意義を強めているのである。多くの法律上の会計問題は、かゝる必要性から生じている。

債権者は、安易な株式会社の損益計算やその配当から保護されねばならない。株式会社の取締役が利益の計算や配当宣言について“大事をとる”(on the safe side)あの必然的な要請は、大いに保守主義の意義を強調しているものであり、従って会計実践に深い影響を与えている。

## 受 託 経 営

株式会社の今一つの特質は、経営の受託である。

資本と経営の単純なる結合は現代の株式会社には殆んど見られない。株主は、法律上規定された投票によって、経営目的にかなう代表者たる取締役(directors)を選任する。これらの取締役は、更に企業を運営する為に株式会社の役員(officers)を選任する。

小規模な非上場会社では、一人の大株主が取締役会(the board of directors)の選任を操つり、取締役の一員になることも出来るし、取締役会によって選任される最高経営者(chief executive officer)になることも出来る。大規模な株式会社では、恐らく個人としては総資本の少部分しか持ち得ないのであり、そ

---

(久野注) 個人企業と組合企業。

の為に個々の株主と企業の関係は乖離した間接的なものになるであろう。

株式会社の株主が資本主だと考えることは、エンティティの観点からすれば、理論上正しい。実践上は、多くの株主が自己を資本主だとは決して考えない。このことは、株式が証券市場で活潑に売買されている株式会社について特に著しい。

ニューヨーク証券取引所を通じて株式会社の株式を購入する人は、通常自分の株式の市場価格が変動することによって受ける損益を考えている。彼は、株券の購入を商品取引の玉蜀黍もしくは小麦の購入と何んら異ならないと考えている。資本と経営の必然的分離は、取締役の責任の重大性を強めるものであり、取締役に対して投資家を保護する目的で設定された色々な法的保護の直接的誘因になっている。

### 株式会社資本の諸形態

単独資本主のエンティティに対する請求権は単純な関係を示している。しかしながら、株式会社形態には種々の資本形態が認められる。

特定時点で、色々な配当率を有する優先株 (preferred stocks) や、議決権 (voting power)、清算権 (liquidation rights)、配当金支払不能の場合にのみ行使される権利などに関して種々の異なる規定を執行する色々な優先株が発行されていると、その発行分のあるものは転換株式で他は非転換株式であり、またあるものは累積株式で他は非累積株式であるという理由から資本主とエンティティの関係 (proprietor-entity arrangement) は、もはや単純で直接的なものでなくなることは明らかである。

錯綜せる場合として、色々な種類の普通株 (common stock) が発行されているかもしれない。ある種類は議決権を有し、他は有せず、ある種類は他の種類のものに対して配当優先権を有するかもしれない。

かかる錯綜性は、極めて便利な今一つの会計コンベンションを必要としている。このコンベンションによって、一人の人間が恰かも二人以上の人間であるかの如くに見做される。即ち、もし一人で若干のA種普通株、若干のB種普通株、幾何かの6%累積優先株、幾何かの8%非累積優先株を所有しておいて、

その会社の役員をやり、その会社の社債所有者であり、更にその会社の得意先であるとするならば、この特殊な会計コンベンションは彼を一人でなくて七人であるかの如くに取扱う。何んらかのかたちで、その株式会社は彼について七つの勘定を設けるのであるが、正常の営業活動では決してそれらを結合することはない。これら七つの独立した人格のそれぞれが、その株式会社エンティティーに対して、一定の、時には利害の反する請求権もしくは債務を有しておるのであり、それらのすべてが単純なるエンティティーと資本主の関係を複雑なものにしているのである。

### 株式会社の利益決定

株式会社会計において最も重要な問題は利益決定 (profit determination) の問題である。

稼得した以上の利益分配を拒絶して株式会社の資本を蚕食しないように保全することは取締役の責任である。不幸にして、利益配当を制限する法文には必ずしも明瞭でないものがあり、場合によっては資本が配当金の支払によって蚕食されるか否かを判定する為に裁判を必要としている。裁判所は資本と収益の区別 (the distinction between capital and revenue), 減価償却 (depreciation), 減耗償却 (depletion), 受取勘定もしくは棚卸資産の評価といったような専門的な会計問題に判決を下さねばならない。従って、単純な理論では蓄積未処分利益である剰余金にも、相当に法律上の注意や会計上の注意が向けられている。

蓄積未処分利益を構成しない或る種の剰余金が、しばしば注目されている。株主が株式の額面もしくは記載価格を超過して株式会社へ払込んだ額は、特別な剰余金勘定 (special surplus account) へ貸方記入せねばならない。現実には、株主の全拠出額が資本であり、もしかゝる仮想上の剰余金が配当に利用し得ると考えるならば、かゝる配当は株主の拠出資本の一部を償還することを示すだけである。

更にまた、株主による贈与 (donations) もよく知られている。かゝる贈与は一種の会計上の剰余金を生ずる。この剰余金が通常その文字通りの意味で理

解される営業利益 (earned profit) を示すものでないことは明瞭である。従って、会計人は真の利益剰余金 (earned surplus) と資本抛出に等しいと考えられる色々な形態の資本剰余金 (capital surplus) とを厳密に区別する。しかしながら、剰余金と配当のあらゆる問題に、支配的な、そして時には混乱した意見を持っているのは、寧ろ会計人ではなくして裁判所であることを留意せねばならない。

多くの産業における資本維持と損益計算は、減価償却費の正確な計算と配分とに依存している。それ故に、裁判所はこの技術的会計問題 (engineering-accounting problem) に関心を持っている。裁判所の判決は、幾分混乱を示している場合がある。一般に認識されている減価償却の目的は、固定資産に投下した原価を回収することであって、その資産を取替えることとは何んら関係がないのであるが、この両者の区別は必ずしも法的な認識を受けるに至っていない。  
(久野注)

### 株式會社の支配

再び原初的エンティティ・コンベンションに言及するならば、資本主の著しい特質がエンティティを支配する特質にあることを思い起こすであろう。

原初的には、抛出資本もしくは蓄積利益を何時でも引出すなど、この支配ということ色々な方法で行使することが出来た。株式会社における資本主は、法律の制限がある為のみならず、殆んど権利能力を有しない少数株主 (minority stockholder) を置き去りにする多数支配に関する実践上の要請から、それほど自由には支配ということを実行し得ない。彼が配当金を欲したとしても、彼と同僚の大多数の株主が彼に反対すれば、彼は自己の望みをかなえる権能を有しない。彼が自己の資本を引出そうと欲する場合、たとえ会社に債権者が無いとしても、株主達の同意がない限り、かゝる行為は認められないで

(久野注) 伝統的な原価主義に基づく減価償却論は、減価償却を固定資産原価の回収手続と見做しているのであるが、かゝる発生主義会計には金融的要因の考察を欠く弱点が内包されており、それが為最近ではかゝる伝統的な減価償却観に対する再検討が行われている。即ち、資金会計 (fund accounting) と称されているものが、その一つの現われである。

あろう。配当金の支払も受けられず抛出資本の引出しも行なえないで不満であるならば、たゞ一つだけ頼りになることがある。即ち、その株式を売却することである。

大規模な株式会社ではエンティティーと資本主を隔てる溝が非常に大きいので、会社を支配するには50%以上もの議決権株 (voting stock) を持つことを必要としない。しばしば一人もしくは一グループが総発行株式の恐らくほんの一部を所有するだけでその会社を支配出来るであろう。

### 秘密積立金

多くの株式会社では資本主の権限と責任が大いに限定を受けているので、株主自身の代表者たる取締役は、しばしば自分自からの立場を離れて株主を保護する必要を感じ、実際に株主による過大な配当要求を防ぐ為に会社の財政状態を過小表示する必要がある。

この特殊な過小表示 (understatement) の様式は、しばしば“秘密積立金” (secret reserve) の設定と言われている。この語句は適切でない。と言うのは、それは、一般に正しくは資産として示さるべき支出をたまたま費用に計上することによって生ずる資産の過小表示に基づくものだからである。この種の不正表示は、その目的からして企業の真の所有者を保護することになるので、温情主義を示す場合がある。それは、しばしば保守主義として正当化されている。時によって、それは株主を欺む手段に利用され、会社内部の者が会社の株式を売買する目的から真の財政状態に関する内密の知識を利用して個人的利益を得ているのである。

### 株主への公開

情報に対する株主権の認識には U. S. Steel Corporation が1902年に作った先決例<sup>(久野注)</sup>があるにもかかわらず、株式会社の経営者は、恰かも株式会社エンティ

(久野注) United States Steel Corp. v. Hodge, 64 N. J. Eq. 807, 54 Atl. 1. 株主総会に先立つ基礎事実に基づく株主の個人的利益は、小数株主に対する詐欺もしくは圧迫とならない限り、投票を失格にすることにならないし、また個人的利益を受ける株主が採択する決議案を無効にすることにもならないという主旨の判決例である。詳しくは、例えば、H. W. Ballantine, 「Ballantine on Corporations」 (Chicago, Callaghan and Company, 1946), p. 401 を参照。

ティの利害がその株主の利害と一致しないかの如く、会社の利害に反するとして株主へ或る種の事実を公開することを拒絶することがある。

一般に論議された問題で且つ重大な影響を持つと考えられることは、競争相手が単に内部の情報を得んとする目的から少数の株式を購入するかもしれないという危険についてである。しかしながら、それ以外の場合、エンティティはその特質が一個の擬制的人格たることから変わったように思われるのであって、それ自体が所有主とは独立せる、そして時には所有主と相反する権利や立場を固守する一個の実在する人間の属性を持つに至っている。

### 株式会社の錯綜性

株式会社形態の一つの興味ある影響は、単一のエンティティが従事している広範囲に亘る企業活動について見られる。

往時の単純な資本形態では、取扱われる仕事と言えば、一つの基本的活動がすべてであった。現代の株式会社形態では、一つのエンティティが数多くの独立した企業活動に従事しているのであって、製品 (finished products) の製造に必要な原材料 (raw materials), 貯蔵品 (supplies), 或いは部分品 (parts) の製造もしくは生産と結びついて、一種のみならず多種の製品 (final products) を製造していることもある。エンティティが、それ自身の鉄道もしくは他の運輸組織を所有していることもあり、その従業員に賃貸する不動産 (real estate) を所有することもある。

この広範囲に亘るエンティティの活動は、大規模な株式会社の損益勘定の実在数が数千にも及ぶほど勘定分類 (account classification) を精緻化せしめるに至っている。

### 関係会社

これらの種々の活動が独立して法人組織になっているとすれば、或る株式会社エンティティが他の株式会社エンティティの株式の全部もしくは大部分を所有する場合もある。

General Motors や U. S. Steel Corporation の如き大規模な株式会社、そして大規模な公益会社 (utility companies) の幾つかは、その会社相互の関係

が極めて錯綜しているであろう。

或るエンティティを他のエンティティが所有することは、何か興味ある会計問題を提起する。例えば、それぞれ十二の工場を有する極めて類似した二つの事業を考えて見よう。先ず、会社が種々の工場の全部を所有し、これらを部門として取扱うとすれば、たゞ一つのエンティティが考えられる。

次に、親エンティティ (parent entity) が十二の従属エンティティ (subsidiary entities) を所有して支配しているとすれば、十三の異なるエンティティが考えられるであろう。それぞれのエンティティは、法律上独立した別個の人格である。それぞれ、それ自身の株主の記録を保持せねばならず、年次総会 (annual meetings) を開き、取締役と役員を選任し、そして株式会社の手続を特質づけている手のこんだ慣例を遂行せねばならない。それでも、現実には、その両者の状況に殆んど基本的な差異は存在しない。企業家は当然その両者を同様なもの、即ち、両者には同数の有形の営業実体 (operating entity) が存在すると考える。

### 未実現利益

たゞ一つのエンティティが考えられる前者の場合には、或る部門もしくは工場が、他の部門もしくは工場へ振替えられる原材料を生産しているのかもしれない。一企業の或る部分から他の部分への振替え、或る部門から他の部門への振替え、また或る工場から他の工場への振替えによって利益が実現しないことは、会計上衆知の事柄である。それ故に、かゝる振替えは、すべて原価主義 (the basis of cost) で行なわれる。

しかしながら、或る株式会社が他の株式会社と取引を行なう場合には、たとへそれらが共に所有され支配されているとしても、かゝる制限は何んら存在しない。かくして、B従属会社はC従属会社に利益を得て販売することも可能である。A親会社の観点からすれば、B会社とC会社は部門たるに過ぎない。しかしながら、法律上それらは独立したエンティティであり、相互に商品の販売によって利益が得られる。

### 連結財務表

・この会社相互間の売買が、連結財務表の調整を含む一連の困難な会計上の問



題を導入しているのであるが、その連結財務表調整の目的は、独立せる株式会社であるという法律上の仮定を無視して、個々の株式会社の報告書を一つの総合的報告書 (composite report) に纏め、同時に会社相互の利益と会社相互の請求権を除去することである。

連結財務表の目的は、恰かも一つの会社であるかの如くに全集団の一覧表を示すことである。こゝに、実際は全く会計上の問題でない報告上の困難な技術的問題が存在するのであるが、会計それ自体は、エンティティーと密接に結びついているのであるから、基本的コンベンションを乱すことになれば必ず崩壊してしまう。それ故に、前者の部門化された企業では、一つの会計実体と一つの会計組織が存在する。後者の場合には、十三の会計実体と十三の会計組織が存在し、十三のエンティティーは、たゞ連結財務表作成の目的から一つとして取扱われるのである。

### 株式会社資産の創業時評価

株式会社会計の一つの重要な問題は、株式と交換に取得した資産の評価に関連している。

多くの株式会社は現金主義 (cash basis) で設立されるけれども、株式会社が或る既に存在する企業の財産と交換に株式を発行することも稀ではない。法律上は、虚偽のない限り、株式会社の取締役の判断が受入資産の評価を左右するものと一般に考えられている。しかしながら、しばしば新たに設立された株式会社の株主や取締役が当該会社に資産を売却する人と同一人であることがある。法律上の専門的事項を無視するならば、この間の事情は一人で販売と購入を行なう事情に類似している。

他の観点からすれば批判の出る問題ではあるが、資産と交換に発行される株式がその資産と同額である場合、かゝる新たに取得した資産を如何なる数値で記録しようとも、会計の基本的コンベンションには、それを妨げる何ものも存在しない。

しかしながら、過大評価によって株式の取得に過大な対価を支払わされる爾後の株主の権利を考慮する必要がある。かつて会社設立の時に株式を取得した

人達が、それを永久に保持し続けるとすれば、そして債権者が欺むかれないとすれば、かくして取得した資産の評価は重要なことではない。

しかしながら、普及した株式販売競争 (stock-selling campaign) に備えて発起人 (promoters) が過大な資産価額を適用することが少くない。かゝる内部者でない投資家の保護は、今日公益の問題として考慮されており、法律家、裁判所、そして規制団体が、創業時に株式会社エンティティーへ付けられる過大な資産評価額について疑惑の眼をもって監視している。

しかしながら、明らかに原初の資産所有者の会計記録にさかのぼらなければ——それは必ずしも容易な手段ではない——資産の過大評価を検証することは難かしい。債権者の保護を考えなくてよいならば、そして株式の売買が永久になくて個々の所有者に変動がないとすれば、株式会社の創業時に如何なる価額を資産に附そうとも何んら困難は生じないであろう。付けられる価額が大きければ大きいほど、毎年の減価償却額は大きくなるのであって、解散時における究極の損益は創業時の資産評価の如何にかゝらず同額である。厳密にエンティティーの観点からすれば、かゝる過大評価ということは存在する筈がない。

## 社 内 株

株式会社が自己の株式を扱う場合、興味ある面倒な会計問題が起こってくる。

一般的に言つて、利益剰余金がない場合、株式会社は法律上自己の株式を購入することが出来ない。と言うのは、他の株主を無視して一人もしくはそれ以上の株主の拠出資本を償還することに等しいからである。従つて、再取得株式 (reacquired share of stock), 即ち社内株 (treasury stock) は利益剰余金の控除項目であるという一つの想定 (fiction) が打ち樹てられている。

株式会社は、かゝる再取得株式を保持しないで、それを任意の価格で売却することも可能である。従つて、社内株の売却に伴う損益要素があるように思われる。しかし、権威者達の中でも、かゝる損益が、真の損益であるか否か、またそれらが資本の修正を示すものであるか否かについては未だに意見が一致していない。

## 売却損益

権威者達の中には、株式会社が自己の株式を扱う場合、真の損益要素は存在する筈がないと主張する者もある。更に、かゝる損益は商品の販売によって生ずる損益と同様であると主張する者もある。この後者のグループに入る人は、まさに Robert H. Montgomery にほかならない。Sanders, Hatfield, および Moore<sup>1)</sup> も、特に“かゝる損益が少額である場合”に賛意を表している。Bacas, Madden, および Rosenkampff<sup>2)</sup> は、社内株売却益 (profit on treasury stock sold) は“損益計算書に独立項目として表示すべきである”と述べている。この手続は、株式の売買が公開市場 (open market) で為される場合にのみ是認し得ると指摘されている。社内株が株式会社に贈与されるとすれば、またそれが任意の価格で売却されるとすれば、“その売却価格の超過分は利益でなくて資本剰余金と考えられるであろう。”

### エンティティ・コンベンションによる分析

この問題をエンティティ・コンベンションに基づいて厳密に考察するならば、もっと興味ある論究が生まれる。

エンティティ・コンベンションは、借入金に対するエンティティの負債と資本主の拠出資本に対するエンティティの負債とに何んら会計上の区別を認めない。両方とも負債なのである。従って、この問題を探究する一つの方法は、三人から \$ 1,000 づつ借入れている個人企業を想定することである。

そうすると、エンティティの貸借対照表の負債側は次のように表示されるであろう。

John Smith	に対する負債	.....	\$ 1,000
George Brown	に対する負債	.....	1,000
William White	に対する負債	.....	1,000
James Black	に対する負債	.....	5,000
	負債総額	.....	<u>\$ 8,000</u>

(1) Sanders, Hatfield, and Moore, 「A Statement of Accounting Principles」 (New York, American Institute of Accountants, 1938), p. 90.

(2) Bacas, Madden, and Rosenkampff, 「Auditing Procedure」 (New York, The Ronald Press Company, 1937), pp. 328, 329.

この例示では、James Black が資本主であると仮定している。Smith, Brown, および White に対する債務が三枚の6%利付の10年の約束手形 (promissory notes) であるとすれば、エンティティーは、これらの各債権者に対して一年に\$60の利息を負うことになり、十年後には彼等にそれぞれ \$1,000 を負うことになる。

John Smith が、貸付けを為した直後に心変わりがして、エンティティーへその手形を \$ 1,000 で売却するとする。エンティティーは、その手形を無効にしないで再び Walter Jones に \$1,000 で売却するとする。Walter Jones から金銭を受入れた際に、そのうちの \$1,000 は彼に対する負債として記録され、一方そのうちの \$100 は支払利息に課して消却される繰延貸記項目 (deferred credit) として処理される。換言すれば、エンティティーの観点からすると、それは資本主勘定 (proprietor's account) に対する繰延貸記項目であり、毎年資本主勘定へ借方記入される支払利息に対する控除項目である。かゝる額面超過金は、勿論、社債の発行にはよく見られるものであるが、手形の発行に関しても類似の勘定を用いてならない理由は何処にもない。エンティティーは Walter Jones に毎年\$60の利息を支払わねばならないが、それは現金勘定へ貸方記入され、損費勘定へ借方記入される。毎年 \$10 だけ支払手形額面超過金勘定 (Premium on Notes Payable) から支払利息勘定 (Interest Expense) へ振替えられねばならない。

これらの手形が10年でなくて100年で満期になるとすれば、同上の原始記入では、その額面超過金を毎年 \$10 ではなくて \$1 だけ消却することになる。手形の満期が100年でなくて1,000年であるとすれば、その支払手形額面超過金は毎年10セントの割合で消却されることになる。この手形債務が永久的なものであるとすれば、その支払手形額面超過金は決して消却されることなく永久に資本主勘定に対する繰延貸記項目として残るであろう。

エンティティー・コンベンションによれば、資本主の拠出資本はエンティティーの負債である。従って、株式会社における株主の拠出資本は、法律上の反論を無視するならば、株主に対するエンティティーの負債と考えねばならない。されば、この例示では John Smith, George Brown, および William White が株

式会社に各々 \$1,000 を出資し、その会社の \$5,000 の持分は James Black が所有してると考え直すことが出来、彼等四人が等しく株主だと考えられる。法律上の禁制を無視して、John Smith が彼の株券をエンティティーに \$1,000 で売却すると仮定する。この株券は社内株であつて William Jones に \$1,100 で再売されたとする。この \$1,100 のうち、\$1,000 はエンティティーの William Jones に対する負債である。\$100 は一種の株式額面超過金とも、また負債とも考えられる。この \$100 という貸記項目は、配当に充当される繰延貸記項目と考えられるかもしれないが、資本として示される負債は恒久的な負債であるから、この \$100 という繰延貸記項目は永久に会計記録に残り、William Jones の配当に課して消却されることはない。

類推には幾多の危険があることも承知しているが、ひとたびエンティティー・コンベンションを適用したら如何なる種類の会計問題にもそれを利用する覚悟のある人達にとっては、この当面の類推が何か分析的な価値を持っているように思われる。この類推と主張は、社内株の売却がエンティティーに対するその原価よりも高い額で行われたことから生ずる“利益”(profit) が所得に対する、従つて資本に対する恒久的な繰延貸記項目の性質を有し、株式会社それ自身が解散するまでに実現する所得項目でないことを論理的に示すものである。かゝる恒久的な繰延貸記項目を“資本剰余金”(capital surplus) と名づけることは、単なる用語上の事柄であるが、一つの資本項目たるその名称の意味内容は極めて論理的で正しいと思われる。

社内株が損失を蒙つて売却されるとすれば、その損失額は所得に対する、従つて資本に対する恒久的な繰延借記項目(deferred debit)を示すことになる。

#### 権威者達の諸見解

異なる立論に基礎をおいているとは言え、大多数の権威者達は大体同一の結論に到達しているように思われる。

<sup>(1)</sup> Marple は、“社内株が株式会社に対する原価以上で再発行される場合には

---

(1) Raymond P. Marple, 「Capital Surplus and Corporate Net Worth」(New York, The Ronald Press Company, 1936), p. 74.

資本剰余金の一項目が生ずる”と述べている。「Accountants' Handbook」<sup>(1)</sup>は、資本剰余金の中には“会社の自己株もしくは債務を有利に再取得ないし処分したことから生ずる利得 (gains)”が含まるべきだと言明している。アメリカ会計士協会の利益剰余金の定義に関する委員会<sup>(2)</sup> (The Committee on Definition of Earned Surplus) は、“資本剰余金は払込剰余金 (paid-in surplus) と再評価剰余金 (revaluation surplus) から成る”と言っている。同委員会は、払込剰余金に含めるべき勘定科目の中に“社内株再売益” (profits on resale of treasury stock) を挙げている。

Hatfield<sup>(3)</sup> は、次のように主張している。“再取得株式が購入価格以上で売却される場合、その超過額は明確にその項目の性質を示す何んらかの勘定に貸方記入されねばならない。社内株売却超過金勘定 (Premium on the Sale of Treasury Stock) の如き勘定科目が良いであろう。それは当期の損益勘定もしくは一般の剰余金勘定へ貸方記入さるべきではない。”

Kester<sup>(4)</sup> は資本剰余金のごく一般的な源泉の中に、“社内株の購入価格以上での再売”を挙げている。Sanders, Hatfield, および Moore は、再取得株式の売却から生ずる剰余金を資本剰余金の一項目に含めている。

Mckinsey<sup>(5)</sup> は、社内株の売却損益は“剰余金、即ち資本剰余金勘定”に振替えるべきだと勧告している。

アメリカ会計学会の常任委員会 (The Executive Committee of the American Accounting Association) は、その二十の公準 (postulates) の中で、株式会社資本金の主要な附加項目を二つだけに大別している。即ち、払込剰余金と利益剰余金である。公準15は、再取得株式の売却から生ずる利得は払込資本の一項目

(1) 「Accountants' Handbook」 (New York, The Ronald Press Company 1934), p. 965.

(2) 「Accounting Terminology」 (New York, American Institute Publishing Co., Inc., 1931), p. 119.

(3) Henry Rand Hatfield, 「Accounting」 (New York, D. Appleton-Century Company, Inc., 1927), p. 183.

(4) Roy B. Kester, 「Advanced Accounting」 (New York, The Ronald Press Company, 1933), p. 526.

(5) James O. Mckinsey, 「Accounting Principles」 (Cincinnati, Ohio, South-Western Publishing Co., 1931), p. 480.

であるとしている。公準<sup>(1)</sup>18は、“利益剰余金は会社の自己株の取引から生ずる如何なる貸記項目をも含むべきでない”と述べている。

#### 貸借対照表の勘定分類

株式会社の再取得株式の売却損益の問題は、今一つ論義の的となっている会計問題と密接な関連を有する。即ち、再取得株式は、それが売却されるまでは株式会社の資産であるか否かの問題である。

この問題は必ずしもこの著書の主題に関係がないのであるが、因みに権威者達の大多数は、かゝる再取得株式を資産と見做さないように思われる。

アメリカ会計学会の常任委員会は、かゝる株式が“資産というよりも資本や剰余金の総括的控除項目 (an unallocated reduction) と見做さる”べきだと言っている。

「会計原則要覧」<sup>(2)</sup>(A Statement of Accounting Principles)によれば、再取得株式は、“厳密に言うと、資産ではなくて資産を取得する為に用いられる一つの手段 (an instrument) を示すものである。”この同じ権威団体は、貸借対照表を調査したところ、1933年にはその45%が社内株を資産として示していたが、1936年にはかゝる傾向を示すのは28%に過ぎなかったことを指摘している。

Husband<sup>(3)</sup>は次のように確言している。

組合員の組合からの引出金は、その引出日と新たな組合員が資本を拠出するまでの期間が如何に短かくても、資産に示さるべきだと主張する会計人は殆んどいないであろう。しかしながら、社内株がかくの如く示さるべきだと主張する会計人は多いのである。

#### 社内株の配当金

会社自体の金庫に保管してあるその会社の株式の配当金の取扱いは、大多数

(1) Executive Committee of the American Accounting Association, "A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports," [The Accounting Review], June 1936, pp. 190, 191.

(2) Sanders, Hatfield, and Moore, [A Statement of Accounting Principles] (New York, American Institute of Accountants, 1938), p. 90.

(3) George R. Husband, "The Corporate-Entity Fiction and Accounting Theory," [The Accounting Review], September 1938, p. 250.

の権威者達が社内株は利益を生じないと主張しているにもかかわらず、上述したと同じような幾多の論議をかもし出している。この見解は、「会計原則要覽」に、“再取得株式の配当金は会社の収益として報告さるべきでない”と述べられている。

アメリカ会計学会の常任委員会は、公準12の項で、かゝる配当金の支払を収益から除外している。

アメリカ会計士協会が作成した「株式会社会計の監査」<sup>(1)</sup> (Audits of Corporate Accounts) には次の如く述べられている。“株式会社が自己の金庫に保管している自己の株式を資産として示すことも、もし適切に公開されるならば、事情によっては認め得るであろうが、そのように保管されている株式の配当金は、その会社の収益勘定への貸記項目として処理すべきでない。”

### 償 還 株

株式会社の自己株の購入や償還から生ずる見せかけの損益 (apparent profit or loss) がある場合には、しばしば問題が起こってくる。

かゝる購入や償還は資本の控除項目を構成する。

エンティティー・コンベンションは、利益が資本主に対するエンティティーの債務の増加分であると考えられる。例えばエンティティーが現金で丁度 \$4,000 有する株式会社であり、その資本が \$1,000 ずつ抛出している四人の株主によって示されているとすれば、そのうちの一人は、債権者もなく法律上の制限もない限り、満場一致の同意によって彼の株式をその株式会社に \$800 で売却することも可能である。

この取引を終えると、その株式会社は \$3,200 の現金、\$3,000 の資本的負債、そして剰余金によって示される \$200 の利得を表示するであろう。これが \$3,000 から \$3,200 に資本増加をきたしたテストによる真の利得であることは、殆んど疑う余地がないであろう。しかしながら、それは決して営業利得 (operating gain) ではない。Marple<sup>(2)</sup> は、それが“企業に残留した拠出資本” (contributed

(1) 「Audits of Corporate Accounts」(New York, American Institute of Accountants, 1934), p. 24.

(2) Raymond P. Maple, 「Capital Surplus and Corporate Net Worth」(New York, The Ronald Press Company, 1936). p. 105.



capital left in the business) であり、従つてそれは資本剰余金に対する貸記項目であると言う。

「Accountants' Handbook」は、それが払込剰余金であると言う。

Husband<sup>(1)</sup> は次のように考えている。“後に残っている株主達の立場からすれば、かゝる取引は、それが実際に資本を増加させるのであるから、明確な利得を示すことになる。彼等の観点からすれば、それは配当支出の対象となる利益剰余金項目とさへ考えられる。しかしながら、株式会社の観点からすれば、それは蓄積 (saving) を示すものであつて利得 (gain) を示すものではない。株式会社の正味財産 (net worth) は、増加せずして単に再修正されるだけである。”

Broad<sup>(2)</sup> は、1938年5月1日付の証券取引委員会 (the Securities and Exchange Commission) の通牒から次のように引用している。

株式が再取得されたり償還されたりする場合、それから生ずる剰余金はすべて資本であり、資本として会計処理が行なわれねばならないし、また爾後の発行にかゝる全収入も資本として取扱われねばならないことが認識されている。このような性質の取引は、株式会社の利益ないしは利益剰余金をもたらすものではない。

アメリカ会計学会の公準15は、<sup>(3)</sup> “再取得株式の売却益や割引で購入した再取得株式の償還益” を資本剰余金として分類している。同会計学会は、利得でなくて損失が生ずる場合について、公準16で次のように明記している。それは “当該株式に帰属している払込剰余金の一定部分を超過しない額まで、払込剰余金へ借方記入さるべきであり、かくしても填補し得ない原価部分に関しては利益剰余金に借方記入さるべきである。” これを更に説明するならば、株主の拠出した分はビター一文たりとも利益剰余金に貸方記入さるべきではないが、

---

(1) George R. Husband, "Accounting Postulates: An Analysis of the Tentative Statement of Accounting Principles," [The Accounting Review], December 1937, p. 398.

(2) Samuel J. Broad, "Cooperation with the Securities and Exchange Commission," [The Journal of Accountancy], August 1938, p. 84.

(3) Executive Committee of the American Accounting Association, "A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports," [The Accounting Review], June 1936, pp. 190, 191.

“株主持分 (stockholder's equity) の償還は、その償還額が払込資本部分を超過する場合、実際には利益剰余金の分配になるであろう。”

## 結 論

要約してみると、株式会社の会計実践に及ぼす影響は、それが基本的会計コンベンションを修正している点で顕著になっている。株式会社形態は、エンティティ・コンベンションを正当化しているけれども、それと同時に、その実践上の適用を(1)資本的負債の有限性、(2)資本主の変動とは無関係に恒久的なエンティティの生命があるという概念を附加していること、そして(3)資本と経営の分離ということによって修正している。

株式会社が公益に影響を及ぼすが故に、評価のコンベンションは、もはや責任および責任解除という資本主とエンティティの関係を象徴する為の単なる方策ではなくなっている。寧ろ、その使用されている評価数値は何かしらもっと別の意義、即ち一般に未消却原価 (unamortized cost) もしくは換金性 (current realizability) という意義を持っているように思われる。

第三のコンベンションである期間収益認識 (periodic income recognition) のコンベンションは、適切な収益の認識が最も大切な要素である処分可能利益 (distributable profit) の計算に保守主義を強調している株式会社会計にあって、極めて重要なものゝ一つとなっている。

株式会社形態は収益認識の問題にも新たな諸要素を増大せしめてきた。これら新たな諸要素は、株式会社の自己株の取引から生じており、相対的に少数の会社では、これらの諸要素が全般的な企業問題とは極めて不相応なほど重要であると考えられている。

会計に及ぼす強制的な法律上の影響が単純な基本的会計コンベンションに対するその後の修正、拡張、或いは歪曲の影響に関連して注目されてきたのは、実にこの株式会社を通じてである。

—1960, 3, 18.—

## <附 記>

この翻訳原稿執筆中に不明な箇處を発見し、原著者 Stephen Gilman 氏に問い合わせの私信を出したところ、I. A. S. (International Accountants' Society) の副会長 W. A.

Rogers 氏から、Stephen Gilman 氏が昨年12月24日に長患いの末に亡くなられたという訃報に接した。ここに、心からなる哀悼の意を表するとともに、生前、数回の書簡を通じて彼が私に示して呉れた好意に感謝し、近い将来、“Stephen Gilman のプロフィールと著作”という論稿を書いて彼の霊前に捧げたいと考えている。